

ボランティア行事用保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



地域福祉活動やボランティア活動の
さまざまな行事における

- ◎主催者や参加者のケガ
 - ◎主催者の賠償責任（主催者責任）
- を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア行事を実施する主催者ならびにその行事の参加者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体^(※)

(※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償 …行事参加者（主催者（個人）を含みます。）

賠償責任の補償 …行事主催者および共催者（参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の实習中の損害賠償責任も補償します。）

対象となる行事

地域福祉活動^(※)やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

(※)地域福祉活動とは、地域住民や関係団体、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組む活動です。

※行政が主催する行事については、社会福祉協議会が共催・後援などの関連がないと対象になりません。

※学校からの加入申込みの場合、先生、生徒を対象とした学校管理下(クラブ活動・課外指導などを含みます。)にある行事は対象になりません。

※不特定多数の参加者が見込まれるために参加者が否かを特定できない行事は対象になりません。

例)バレードにおいて沿道で観覧する不特定の方を対象とするような場合

ただし、バレードのスタッフ、参加者などあらかじめ特定できる方のみを対象とする場合は、このかぎりではありません。

※グループや団体の構成員のみで行う組織活動(総会など)や親睦行事は対象になりません。

補償期間（保険期間）

行事開催期間（加入手続完了日の翌日午前 0 時以降の行事開催日から補償されます。）

補償金額（保険金額）

Aプラン・Bプランとも（Aプランは熱中症危険補償特約セット）

ケガの補償 参加者本人のケガ	保険金の種類		補償内容
	死亡保険金		400 万円
	後遺障害保険金		400 万円（限度額）
	入院保険金日額		3,500 円
	手術 保険金	入院中の手術	35,000 円
		外来の手術	17,500 円
賠償責任の補償	通院保険金日額		2,200 円
	対人事故	1名・1事故 2 億円（限度額） ^(※3)	
		対物事故	1事故 1,000 万円（限度額） ^(※3)

保険料（1 名あたり）

Aプラン(宿泊を伴わない行事)、Bプラン(宿泊を伴う行事)の2プランがあります。

Aプラン (※1) (宿泊を伴わない行事)		
A1 行事	A2 行事	A3 行事
1日 28 円 (最低保険料 560 円) (最低加入人数 20 名)	1日 126 円 (最低保険料 2,520 円) (最低加入人数 20 名)	1日 248 円 (最低保険料 4,960 円) (最低加入人数 20 名)
Bプラン (※2) (宿泊を伴う行事)		
1泊 2日(2日間)	239 円	4泊 5日(5日間) 352 円
2泊 3日(3日間)	293 円	5泊 6日(6日間) 357 円
3泊 4日(4日間)	298 円	6泊 7日(7日間) 362 円

○行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も対象となります。

○登録研修機関がたんの吸引や経管栄養の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、研修主催者はもちろん、研修参加者も補償の対象となります。

(※1) A プランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので行事区分表をご覧ください。

(※2) B プランの行事で上記以外の日程につきましては、別途お問い合わせください。

(※3) 賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

行事区分表

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象です。

A ブラン（宿泊を伴わない行事）			
	A1行事	A2行事	A3 行事
あ行	空かん拾い、歩こう会、慰安会、園芸、福釣り（コンバインを使用しない）、いも煮、いも堀、慰問（人形劇、歌程度）、映画鑑賞、遠泳、演芸会、遠足、お茶会、お菓子作り、お茶会、餅り太鼓、お花見、お参り、お店屋さんごっこ、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、音楽鑑賞	アイススケート、アスレチック、一輪車、競輪体験、運動会、エアドーム・エアーマット（トランポリンのようなもの）、駅伝	合気道、アイスホッケー、アメリカンフットボール、居合道、オリエンテーリング（自動車によるもの）
か行	カーリング、会議・会合、海水浴、街頭募金、化学教室（観察する程度）、貸しボート乗り、河川清掃、仮装行列、餅つき、紙すき教室、カラオケ、カルタ、川原遊び（ゲーム・水遊び程度）、観劇、乾布摩擦、合唱、肝試し、救急法講習（人工呼吸、応急処置の仕方程度）、金魚すくい、草刈り（電動工具を使用しない場合）、クリスマス会、栗拾い、車椅子テニス、見学会（工場、公共施設、展覧会等）、健康診断、健康増進教室（体力テスト、血圧測定程度）、ゲートボール、工作（子ども対象程度のもの）、交通安全教室（講習程度）、昆虫採集、御詠歌、ゴムボート遊び	川下り（観光用）、器械体操、キックベースボール、キャンプファイヤー、競歩、車椅子ジョギング、車椅子バスケットボール、車椅子マラソン、クロスカンントリー（スキーを使用しない場合）、見学会（船を使用する場合）、剣道、交通安全自転車キャパリン隊、子ども祭（紙のみこしかつぎ）	カバディ、カヤック、空手、キックボクシング、草スキー、クルーザー遊覧（クルージング）、クロスカンントリー（スキーを使用する場合）、車椅子サッカー、車椅子ホッケー、硬式野球、ゴーカート
さ行	魚の放流、山菜とり、サンパ、潮干狩り、詩吟、足跡めぐり、自然観察（海洋、野原等）、下草刈り・枝払い（電動工具を使用しない場合）、社交ダンス、植樹祭、身体障害者技能競技会（和歌、洋歌、陶芸等）、森林浴、自転車乗方教室、柔軟体操、水泳、スタンプラリー、ストレッチ、砂遊び、清掃（海岸、公園、河川等）、創作ダンス、ソフト（レーボール、ソフトボール、スノーボード（プラスチック製の子ども用）のそり遊び）	サイクリング、魚釣り（船を使用するものを除く）、消火訓練（一般市民、学童などを行う程度）、乗馬、ジョギング、スノーバースライダー、スケート、聖火リレー、船上パーティー	サーフィン、サッカー、少林寺拳法、自動車安全運転講習会、柔道、スキー、スノーボード、相撲、雪上運動会（スキーを使用するもの）、そり
た行	太極拳、体力テスト、田植え、宝さがし、炊き出し、竹細工、風あげ（子供用）、卓球、七夕祭り（笹の飾りつけ、バザー程度のもの）、ちょうちん行列、町内清掃、釣堀での釣り、テニス、点字、天体観測、ディスクゴルフ、陶芸、灯ろう流し、トリム体操、豚汁会、ドッチボール、どんと焼き	体育祭、体操（器械体操）、着衣水泳、チャリレーディング、ツーリング（自転車・自動二輪）、トライアスロン、トランポリン	タッチフットボール、玉せせり、たらい舟、ツーリング（自動車）、ドラゴンボート、高飛び込み
な行	梨狩り、なわとび、乳幼児教室、人形劇、人形作り、人間関係、ネットボール（バレーボール形式）、粘土細工、農業体験、納涼大会、納涼パーティー（船を使用しない場合）	なげなな、軟式野球、ネットボール（バスケットボール形式）、納涼大会・納涼パーティー（船を使う場合）	長靴ホッケー、日本拳法、人間ばんば競争
は行	バードウォッチング、バーベキュー、ハイキング、俳句会、バザー、バターゴルフ、バドミントン、花火見物、花火大会（市販程度のもの）、羽根つき、バレー、バレー（徒歩によるもの）、バレーボール、飯ごうすいさん、フォークダンス、プラザバンド、プラネタリウム見学、フラフープ、ベダルボート、ペナルティーキックゲーム、ペロタ、盆踊り、ボウリング、歩行ラリー、ボート教室（手漕ぎボートを使用）	ハンドボール、バスケットボール、避難訓練・防災訓練（一般市民、学童等が行う程度）、フィールドアスレチック、フットベースボール、豊漁祭（船から稚魚を放流する程度のもの）、ボートボール	裸祭り（けんか祭りとは除く）、パッテリカー、フットサル、ブルームボール、ホッケー、ボートレース、棒もて、ボクササイズ、ボクシング、ボディボード
ま行	マーチングバンド、麻雀、マスゲーム、マタニティスクール、マット運動、まつたけ祭り、めあてゲーム、豆まき、マレットゴルフ、みかん祭り、水遊び、民謡、木工教室、もみじ祭り	祭り（炭の上を歩く、「投大松明祭り」、漁船の海上パレード、マラソン、もち投げ祭	祭り（山車に参加するもの、神輿に参加するもの、「ねぶた祭り」、「鞍馬の火祭り」）、ミニサッカー
や行	やきもち会、遊園地、雪遊び、雪かき（スコップ等で行うもので、屋根等の高所作業は除く）、ヨーヨーつり、ヨガ	野球（軟式・準硬式）、遊覧船、ユニホック、園芸教室、山登り	野球（硬式）
ら行	落語鑑賞会、ラジオ体操、リズム体操、リハビリ体操、料理教室、礼拝、浪曲、老人スポーツ大会（血圧測定、輪投げ、バレー/競い競争等）、老人大学講座	ライン下り（観光用）、陸上競技、ローラースケート	ラクロス、ラグビー、レガッタ、レスリング
わ行	縄菓子作り、輪投げ、わら細工、ワンバウンドバレーボール	わかさぎ釣り（湖の水上）	

【対象にならない主な行事】

●いしかた ●違法看板撤去 ●若のぼり ●ウォータージャンプ ●大風揚げ ●化学実験 ●川下り・ライン下り（観光用以外） ●行事の準備または片付けのみ ●狩猟（銃を使用するもの） ●消防団の訓練 ●クライミングボード ●（電動工具を使用する）草刈り・下草刈り・枝払い ●建設機械鑑賞（工事現場見学、建設機械試乗を含む） ●サイバルゲーム ●自衛隊公開訓練 ●少年捕縛 ●自転車モトクロス ●シュノーケリング（船などで足のつかないところまで行く場合） ●宿泊を伴う行事 ●植林 ●水上オートバイ運転 ●スキューバダイビング ●スノーケル車搭乗 ●スノーパラセイル ●だんじり祭り ●ツリクライミング ●初め式 ●鳥人間コンテスト ●熱気球試乗（固定されている場合も含む） ●乗馬回収 ●バザー準備 ●バザー準備 ●バングラジダー ●バングラジダー ●フリークライミング ●船釣り ●バーンロール ●ボケッパイク ●やぐらの組み立て・解体 ●ボルダリング ●マウンテンバイク ●夜間/ハロー ●流鏝馬 ●山焼き ●野焼き ●遊覧ヘリコプター ●雪下ろし ●ヨットレース ●ラフティング ●ロードレース ●登山（アイゼン・ピッケル等の用具を使用するもの） など

B ブラン（宿泊を伴う行事）

行事の種類は問いません。

※ A ブランで異なる行事区分が混在する行事は、行事全体が保険料の高い区分の取扱いになります。（例：A1とA3が混在⇒A3）

※ 上記行事の例に記載のない行事につきましては、登録されている社会福祉協議会、もしくは福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お支払いする保険金の内容

保険金の種類		補償内容
ケガの補償	死亡保険金	対象となる行事の参加中および往復途上における、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡保険金額の全額
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から 180 日以内）
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりません。なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合＜①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）＞ ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
賠償責任の補償	①損害防止費用	被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
	②緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
	③権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
	④争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン/日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
	⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン/日本興亜が必要に応じて社協（被保険者）の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン/日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
	⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 ＜身体賠償事故の場合＞ 治療費、医療費、慰謝料 等 ＜財物賠償事故の場合＞ 修理費、再調達に要する費用 等 ※修理費及び再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
	⑦被害者対応費用（対人見舞費用）	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用をお支払いします。
	⑧事故対応特別費用	上記①～⑦の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対応のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等）をお支払いします。

※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

争訟費用の総額＝争訟費用の総額×支払限度額/⑥損害賠償金

用語の説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

〔ケガの補償〕

参加者が行事中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や食中毒により身体に傷害を負った場合に保険金をお支払いします。A プランは、熱中症（日射病・熱射病）の場合にも保険金をお支払いします。（B プランは対象になりません。）

- ふれあい広場の会場で参加者が転んでケガをし通院した。
- ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをし通院した。
- 行事中に出た弁当が原因で食中毒（O-157）になり入院した。
- 行事終了後の帰宅途中に交通事故にあい参加者が亡くなりました。
- 行事参加者が熱中症になり入院した。（A プランのみ補償します。）

〔賠償責任の補償〕

主催者が行事開催中の事故により、他人にケガをさせたり、他人の者をこわしたことで法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

〔対人事故〕

- 運動会会場の設置の不備で入場者にケガをさせてしまった。（施設所有管理者リスク）
- 行事開催中、火災が発生し誘導ミスで参加者を死亡させてしまった。（施設所有管理者リスク）
- キャンプで主催者の責任により食中毒が発生した。（生産物リスク）
- ヘルパー養成講習会の参加者が実習中、お年寄りにケガをさせた。（施設所有管理者リスク）

〔対物事故〕

- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。（受託者リスク）

保険金をお支払いできない主な場合

〔ケガの補償〕

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{※1}を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{※2}のないもの
- ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故

など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関与して行う暴力的行為をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

〔賠償責任の補償〕

- 故意
- 航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもたら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- 施設や昇降機の新築、改築、修理、取りこわしその他工事
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象
- 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 原子核反応または原子核の前壊等に起因する賠償責任
- 福祉用具貸与に関して他事業者（リース、レンタル業者）等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、欠陥、ねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任
- 受託物が利用者・第三者（受託物の所有者）に引き渡された日から30日以後に見えられた損害に起因する賠償責任
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害
- 被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害
- 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- 修理または加工に起因する賠償責任
- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

※自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険での補償となります。）

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

- ①「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印ください。
※加入申込人が法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。
※必ず「加入依頼書」に添付されている「重要事項等説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を受領・確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえで申し込んでください。
- ②所定の申込用紙（社協コードを必ず記入）を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振り込みください。
- ③「加入依頼書」の 3 枚目に所定の「振替払込受付証明書」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」宛宛にご送付またはご提出ください。**B プラン（宿泊を伴う行事）の場合は、「参加者名簿」（氏名・満年齢の記載されたもの）を 2 部をご用意いただき、1 部は社会福祉協議会にご提出、1 部は加入依頼書に添付してご送付ください。**
- ④「加入依頼書」の 4 枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

加入手続き時の留意点

- 行事の開催日前日までに手続きを完了させてください。
 - A プランは、1 行事ごとの延参加者数でご加入ください。（延参加者数＝1 日の参加者全員の人数×行事開催日数）
1 行事とは……○同一主催者が行う同一行事が連続して 2 日間以上わたる場合にはこれを 1 行事とします。
○介護職員初任者研修にかぎり、その全課程を 1 行事とみなします。
ただし、実習日のみの加入は各日を 1 行事とみなします。
- また、主催者を含む行事参加者全員の延参加者数でご加入ください。
- A プランは、行事の内容により保険料が異なります。
開催する行事の内容を行事区分表に照らし合わせ、該当する区分にてご加入ください。
行事区分でご不明な点がございましたら福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - A プランにおける 1 行事の最低加入人数は 20 名です。
したがって、1 行事の最低保険料は、A1 区分の場合 560 円、A2 区分の場合 2,520 円、A3 区分の場合 4,960 円となります。
 - 共催で行われる行事の場合、共催者名を加入依頼書の「行事共催者」欄にご記入ください。
 - 行事中止・延期・延長・短縮・参加者数の増加減少などの変更があった場合は、原則として、行事開催予定日の前日までに損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。当日にしか判明しない場合は、翌営業日までに手続きを行ってください。また、中止の際の順延日が予め決まっている場合は、必ず加入依頼書の「順延日」欄にご記入ください。
 - 行事が行事当日に中止になった時、順延日を加入依頼書に記入いただいていない場合は、必ず翌営業日までに順延日をご連絡ください。順延日が決まっていなかった場合は、必ず翌営業日までに保険料の返れい手続きを行ってください。手続きを行っていただけない場合、延期の手続きや保険料の返れいがない場合がありますのでご注意ください。
 - B プランの行事で宿泊日数の異なる参加者がいる場合、宿泊日数ごとに保険料を計算してください。（B プランは最低加入人数はありません。）
 - 1 行事の同一参加者について、A プランと B プランの両方に加入することはできません。また宿泊を伴う行事に A プランで加入することはできません。

【名簿の取扱いについての大切なお知らせ】

参加者名簿の取扱いについて、改めてご確認ください。（従来と変更はありません。）

- Aプラン（宿泊を伴わない行事）の場合：加入申込人は行事参加者名簿の備付けをしてください。

※加入申込時に名簿の提出義務はありませんが、事故発生時に名簿または参加証明書を提出できない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。なお、参加者人数の把握はできても、行事開催時までに参加者名簿の備え付けができない行事はご加入いただけません。

- Bプラン（宿泊を伴う行事）の場合：加入申込手続き時に行事参加者名簿（氏名・満年齢が記載されたもの）を 2 部ご提出ください。

事故が起きたら

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行ったうえで、次の事項を所定の「事故報告書」にご記入の上、**ただちに損保ジャパン日本興亜の都道府県別の事故担当保険金サービス課まで FAX してください。**

- ①事故発生の日時・場所
- ②事故の原因・状況
- ③ケガの程度・病院名（傷害事故）
- ④相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

※「事故報告書」はご加入手続きをされた社会福祉協議会からお取り寄せいただくか、「ふくしの保険」ホームページ（<http://www.fukushihoken.co.jp/>）からダウンロードしてください。

※事故が発生してから 30 日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜と相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

損保ジャパン日本興亜都道府県別担当一覧

(平成 27 年 11 月現在)

※下表は平成 27 年 11 月末現在のもので、変更になる場合がありますので、予めご了承ください。
 ※受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時までとなります。(土日、祝日、12/31 ~ 1/3 は除きます。)
 ※事故報告の際は、所定の事故報告書をご利用いただき、加入証を添付の上、各都道府県別の事故担当にFAXにてご送付ください。

保険制度の内容照会・契約内容の変更手続き等はこちら			都道府県	【事故】事故報告・事故に関するお問合せはこちら		
担当営業店	代表電話番号	FAX 番号		事故担当保険金サービス課	代表電話番号	FAX 番号
札幌法人営業部営業第一課	011-281-6144	011-210-6308	北海道	北海道火災新種保険金サービス課	011-222-4011	011-251-5894
青森支店青森中央支社	017-773-4411	017-777-0505	青 森	青森保険金サービス課	017-773-2711	017-773-4420
岩手支店盛岡支社	019-653-4141	019-653-3427	岩 手	盛岡保険金サービス課	019-653-4145	019-653-2687
仙台支店法人第一支社	022-291-1352	022-298-2271	宮 城	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280	022-298-2290
秋田支店法人支社	018-862-4463	018-864-8538	秋 田	秋田保険金サービス第一課	018-862-8423	018-863-7924
山形支店山形第一支社	023-623-7043	023-626-1338	山 形	山形保険金サービス第一課	023-624-1735	023-625-0020
福島支店福島支社	024-523-1310	024-525-3065	福 島	郡山保険金サービス第一課	024-922-2614	024-922-2458
茨城支店法人支社	029-231-8043	029-221-8047	茨 城	千葉火災新種保険金サービス課	029-302-5161	029-231-8354
栃木支店宇都宮中央支社	028-627-8072	028-627-1010	栃 木	栃木火災新種保険金サービス課	028-633-7431	028-633-7456
群馬支店法人支社	027-223-5111	027-243-6153	群 馬	群馬火災新種保険金サービス課	027-223-5120	027-243-6154
埼玉中央支店法人第一支社	048-648-6010	048-648-6011	埼 玉	埼玉火災新種保険金サービス課	048-648-6006	048-647-5869
埼玉県支店千歳支社	043-243-3097	043-243-3065	千 葉	千葉火災新種保険金サービス課	043-221-2183	043-225-7406
医療・福祉開発部第三課	03-3593-6824	03-3593-7102	東京都	団体保険金サービス課	03-5913-3955	03-3385-5500
医療・福祉開発部第三課	03-3593-6824	03-3593-7102	東京都	団体保険金サービス課	03-5913-3955	03-3385-5500
横浜支店営業第三課	045-201-6720	045-662-6859	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス課	045-661-2626	045-201-2061
新潟支店法人営業室(第二グループ)	025-244-5140	025-244-5186	新 潟	新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191	025-244-8130
富山支店富山支社	076-441-3367	076-433-6422	富 山	富山保険金サービス第一課	076-441-3375	076-433-2050
金沢支店金沢支社	076-262-2507	076-232-1195	石 川	金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434	076-232-2193
福井支店福井支社	0776-24-0214	0776-24-0274	福 井	福井保険金サービス第一課	0776-21-6128	0776-21-6074
山梨支店甲府支社	055-233-5191	055-233-5180	山 梨	山梨火災新種保険金サービス第二課	055-237-7289	055-237-7323
長野支店長野支社	026-235-8126	026-235-8064	長野	長野火災新種保険金サービス課	026-228-7331	026-228-7341
岐阜支店法人支社	058-253-9700	058-253-9715	岐阜	岐阜火災新種保険金サービス課	058-266-8361	058-264-7614
静岡支店静岡支社	054-254-1281	054-254-0188	静 岡	静岡火災新種保険金サービス課	054-254-1291	054-254-3529
名古屋企業営業部金融公務室	052-953-3894	052-953-3695	愛 知	愛知火災新種保険金サービス第一課	052-953-3911	052-953-3691
三河支店津波支社	059-226-3011	059-228-4397	三 重	三重火災新種保険金サービス課	059-226-4996	059-226-1838
滋賀支店滋賀支社	077-523-3185	077-522-2078	滋 賀	大津保険金サービス第一課	077-524-2044	077-523-4740
京都支店京都支社	075-252-3033	075-252-8677	京 都	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
大阪金融公務部第一課	06-6449-1050	06-6449-1388	大 阪	大阪火災新種保険金サービス第一課	06-4704-2024	06-4704-2135
神戸支店法人第一支社	078-333-2595	078-333-2674	兵 庫	兵庫火災新種保険金サービス課	078-371-1017	078-371-1026
奈良支店奈良支社	0742-34-9111	0742-34-9779	奈 良	奈良保険金サービス第一課	0742-32-3087	0742-32-3060
和歌山支店和歌山支社	073-433-0400	073-431-3479	和歌山	和歌山火災新種保険金サービス第一課	073-433-0491	073-423-3105
山陰支店鳥取支社	0857-23-3301	0857-27-1510	鳥 取	米子保険金サービス課	0859-33-7660	0859-22-0529
山陰支店松江支社	0852-21-9700	0852-27-7841	島 根	松江保険金サービス課	0852-21-9755	0852-21-8970
岡山支店岡山中央支社	086-225-1069	086-233-6041	岡 山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665	086-223-1565
広島支店法人第二支社	082-243-8559	082-243-6170	広 島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	082-243-6147
山口支店法人支社	083-924-3005	083-923-8053	山 口	下関保険金サービス課	083-231-6682	083-224-0231
徳島支店徳島支社	088-655-9611	088-622-9656	徳 島	徳島保険金サービス課	088-655-9622	088-625-6831
高松支店法人支社	087-825-0915	087-825-0910	香 川	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
愛媛支店法人支社	089-943-1917	089-933-9582	愛 媛	松山火災新種保険金サービス課	089-946-0044	089-932-0121
高知支店高知中央支社	088-822-6205	088-822-5364	高 知	高知保険金サービス課	088-880-5056	088-880-5070
福岡支店営業第一課	092-481-5310	092-414-9871	福 岡	福岡火災新種保険金サービス課	092-272-5602	092-272-5600
佐賀支店佐賀支社	0952-23-8171	0952-23-0394	佐 賀	久留米火災新種保険金サービス課	0942-31-3215	0942-31-3235
長崎支店法人支社	095-826-7290	095-821-8889	長 崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090	095-821-2566
熊本支店法人支社	096-326-8355	096-322-6108	熊 本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020	096-322-3990
大分支店大分支社	097-538-3502	097-538-3506	大 分	大分保険金サービス第一課	097-538-1556	097-532-9847
宮崎支店法人支社	0985-27-8351	0985-26-6112	宮 崎	宮崎保険金サービス第一課	0985-27-7116	0985-28-1737
鹿児島支店法人支社	099-812-7504	099-251-1025	鹿 児 島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512	099-251-1124
沖縄支店法人支社	098-861-4577	098-864-1580	沖 縄	沖縄保険金サービス課	098-862-2091	098-868-9239

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。
- この保険契約は、普通傷害保険普通保険約款、賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものを組み合わせた商品です。
- この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
【引受保険会社】損害保険ジャパン/日本興亜株式会社：85%＜幹事保険会社＞・東京海上日動火災保険株式会社：15%
- ご加入時には、加入依頼書に添付されている「重要事項等説明書」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社

福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

〈営業時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、12/29～1/3を除きます。〉

団体契約者



全国社会福祉協議会

総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部 第三課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3

TEL 03-3593-6824 FAX 03-3593-5369

(受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。))

(共同引受損害保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社